令和4年度　弘前市保育料基準額表

教育標準時間保育料 【1号認定：幼稚園、認定こども園で教育を利用する場合】

保育料が無償となります。

保育標準時間・保育短時間保育料 【2・3号認定：保育園、認定こども園で保育を利用する場合】

3歳以上児は、保育料が無償となります。3歳未満児は、下表のとおりとなります。

（単位：円）

各月初日の児童の属する世帯の区分				月額保育料 ※（　　）内は保育短時間認定における額					
				3歳未満児					
階層区分	定　義 （父母等の税額の合計 ※1）	①保護者と生計を一にする子どもにおいて年長者から何番目の子どもか ②同時在園※2で年長者から何番目の子どもか		第1子	第2子		第3子以降		
					第1子	第2子	第1子	第2子	第3子以降
A	①児童福祉法第6条の4に規定する里親である保護者 ②生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯			0					
B2	A階層を除き、当該年度市町村民税額の区分が次の区分に該当する世帯（なお、4月分～8月分は前年度市町村民税額に基づき算定する）	市町村民税非課税世帯	※3	0					
C2		均等割のみ課税及び所得割課税額48,600円未満である世帯		11,000 （10,800）	5,500 （5,400）		0		
D1-2		所得割課税額48,600円以上57,700円未満である世帯		17,500 （17,100）	8,750 （8,550）		0		
D1-2		所得割課税額57,700円以上72,800円未満である世帯		17,500 （17,100）	8,750 （8,550）		5,830 （5,700）	2,910 （2,850）	0
D2-2		所得割課税額72,800円以上77,101円未満である世帯		20,500 （20,100）	10,250 （10,050）		6,830 （6,700）	3,410 （3,350）	0
D3		所得割課税額77,101円以上97,000円未満である世帯		22,500 （22,100）	11,250 （11,050）		7,500 （7,360）	3,750 （3,680）	0
D4		所得割課税額97,000円以上133,000円未満である世帯		27,000 （26,400）	13,500 （13,200）		23,830 （23,430）	11,910 （11,710）	0
D5		所得割課税額133,000円以上169,000円未満である世帯		31,000 （30,400）	15,500 （15,200）		25,160 （24,760）	12,580 （12,380）	0
D6		所得割課税額169,000円以上235,000円未満である世帯		36,000 （35,100）	18,000 （17,550）		32,330 （31,730）	16,160 （15,860）	0
D7		所得割課税額235,000円以上301,000円未満である世帯		40,000 （39,100）	20,000 （19,550）		33,660 （33,060）	16,830 （16,530）	0
D8		所得割課税額301,000円以上397,000円未満である世帯		47,000 （45,800）	23,500 （22,900）		42,330 （41,530）	21,160 （20,760）	0
D9		所得割課税額397,000円以上である世帯		55,000 （53,400）	27,500 （26,700）		47,920 （46,550）	23,960 （23,270）	0

（※1）　上記に記載する税額は、原則として保護者（父母）の合計額です。
ただし、家計の主宰者（家計を担う主たる者）が別にいる場合は、その方の税額も算入します。
4～8月分は令和3年度の市町村民税額、9月～翌年3月分は令和4年度の市町村民税額に基づいて階層を決定します。

（※2）　「同時在園」とは、教育・保育給付認定を受ける子どもと同一世帯に属する子どもであって、認定こども園、幼稚園、認可保育所、地域型保育、企業主導型保育、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設に入所（園）又は児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を利用している子どものことです。

（※3）　所得割課税額が77,101円未満に属している世帯のうち、ひとり親家族（母子・父子世帯）、在宅障がい児（者）のいる世帯等は、以下の額となります。

（単位：円）
※（　　）内は保育短時間認定における額

保護者と生計を一にする子どもにおいて年長者から何番目の子どもか		3歳未満児	
		第1子	第2子以降
B1	市町村民税非課税世帯	0	0
C1	均等割のみ課税及び所得割課税額48,600円未満である世帯	5,500 （5,400）	0
D1-1	所得割課税額48,600円以上72,800円未満である世帯	8,750 （8,550）	0
D2-1	所得割課税額72,800円以上77,101円未満である世帯	9,000 （9,000）	0

（※4）　保育料決定に係る市町村民税額は、配当控除、外国税額控除、寄附金税額控除、配当割額及び株式譲渡所得割額の控除、住宅借入金等特別税額控除などを適用する前の額となります。

（※5）　令和4年度の保育料は、令和4年3月31日現在の子どもの満年齢によって決定します。その子どもが年度途中で誕生日を迎えても、本年度の保育料は変わりません。

（※6）　弘前市では、保育料を国の基準額に対し、低く設定しています。

（※7）　3歳以上児の保育料は無償ですが、給食費（主食費・副食費）、通園送迎費、行事費などは無償化の対象外であり、保護者負担となります。
3歳未満児についても、弘前市が決定する保育料以外にこれらの保護者負担が生じる場合があります。詳しくは各施設へご確認ください。

令和4年度　弘前市副食費徴収免除基準表（1号・2号認定）

教育標準時間副食費 【1号認定：幼稚園、認定こども園で教育を利用する場合】

各月初日の児童の属する世帯の区分			副食費
階層区分	定　義　（父母等の税額の合計※1）		3歳以上児
第1	①児童福祉法第6条の4に規定する里親である保護者 ②生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		免　除
第2-1 第2-2	A階層を除き、当該年度市町村民税額の区分が次の区分に該当する世帯（なお、4月分～8月分は前年度市町村民税額に基づき算定する）	市町村民税非課税世帯 （所得割非課税世帯を含む）	
第3-1 第3-2		所得割課税額 77,101円未満である世帯	
第4		所得割課税額 77,101円以上211,200円未満である世帯	徴　収
第5		所得割課税額 211,201円以上である世帯	※幼稚園年少から小学校3年生までの範囲において、最年長の子どもから順に3人目以降の場合は免除

保育標準時間・保育短時間保育料 【2・3号認定：保育園、認定こども園で保育を利用する場合】

各月初日の児童の属する世帯の区分				副食費
階層区分	定　義　（父母等の税額の合計※1）			3歳以上児
A	①児童福祉法第6条の4に規定する里親である保護者 ②生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯			免　除
B2	A階層を除き、当該年度市町村民税額の区分が次の区分に該当する世帯（なお、4月分～8月分は前年度市町村民税額に基づき算定する）	市町村民税非課税世帯	※2	
C2		均等割のみ課税及び所得割課税額 48,600円未満である世帯		
D1-2		所得割課税額 48,600円以上57,700円未満である世帯		
D1-2		所得割課税額 57,700円以上72,800円未満である世帯		徴　収 ※小学校就学前までの範囲において、最年長の子どもから順に3人目以降の場合は免除
D2-2		所得割課税額 72,800円以上77,101円未満である世帯		
D3		所得割課税額 77,101円以上97,000円未満である世帯		
D4		所得割課税額 97,000円以上133,000円未満である世帯		
D5		所得割課税額 133,000円以上169,000円未満である世帯		
D6		所得割課税額 169,000円以上235,000円未満である世帯		
D7		所得割課税額 235,000円以上301,000円未満である世帯		
D8		所得割課税額 301,000円以上397,000円未満である世帯		
D9		所得割課税額 397,000円以上である世帯		

（※1）上記に記載する税額は、原則として保護者（父母）の合計額です。
ただし、家計の主宰者（家計を担う主たる者）が別にいる場合は、その方の税額も算入します。
4～8月分は令和3年度の市町村民税額、9月～翌年3月分は令和4年度の市町村民税額に基づいて階層を決定します。

（※2）所得割課税額が77,101円未満に属している世帯のうち、ひとり親家族（母子・父子世帯）、在宅障がい児（者）のいる世帯等は、**副食費免除**となります。

（※3）副食費徴収免除に係る市町村民税額は、配当控除、外国税額控除、寄附金税額控除、配当割額及び株式譲渡所得割額の控除、住宅借入金等特別税額控除などを適用する前の額となります。